

平成 30 年度
佐伯市職員（一般任期付職員）
採用選考募集要項
（平成 31 年 4 月 1 日採用）

【受験申込期間】 平成 30 年 11 月 1 日（木）～ 11 月 30 日（金）

※ 受付時間 8 時 30 分 ～ 17 時（土日祝日を除く。）

問合せ先

佐伯市役所 総務部 総務課 職員係
〒876-8585
佐伯市中村南町 1 番 1 号

電話（直通）0972-22-4154
（代表）0972-22-3111

佐伯市ホームページ (<http://www.city.saiki.oita.jp/>)

1 採用予定職種及び人員等

区 分	職 種	採用予定 人 数	任 用 期 間
一般任期付職員	佐伯市大手前ま ちづくり交流館 (仮称) 館長 (管理職級)	1 人	平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 (2022 年) 3 月 31 日まで

※一般任期付職員とは、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、専門的な知識経験を有する者を、任期を定めて当該知識経験が必要とされる業務に従事させるため採用する職員です。勤務条件（勤務時間、休暇、服務、分限等）については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。

※任用期間は採用した日から5年を超えない範囲内で本人の同意を得て更新する場合があります。

※採用後6か月は条件付採用（いわゆる試用期間）となり、実績により正式採用しない場合があります。

※選考の結果、合格者なしとすることもあります。

2 職務内容

平成 32 年（2020 年）秋にオープン予定の佐伯市大手前まちづくり交流館（仮称）（以下「交流館」という。）の館長として、開館準備業務及び開館後の統括責任業務を担っていただきます。

各年度の業務内容は、おおむね次のとおりです。

【平成 31 年度（2019 年度）（開館前）】

一般職の管理職級（館長予定者）として、市役所本庁舎地域振興部大手前開発推進室内で勤務していただきます（組織の改編等により変更になる場合もあります。）。

主な業務は次のとおりです。

- 交流館の管理運営準備業務
- 市民参画組織支援連携業務
- 開館記念事業及び自主事業企画業務
- 開館に向けた広報宣伝業務（開館プレイベント企画等）

【平成 32 年度（2020 年度）以降】

交流館の統括責任者として、交流館内で勤務していただきます。主な業務は次のとおりです。

- 交流館の統括責任者としての業務（労務管理等のマネジメント）
- 市民参画組織支援連携・企画調整業務
- 次年度以降の自主事業企画及び貸館事務業務
- 自主事業予算・決算の作成
- 指定管理者制度導入に関する調査研究業務

※管理職に任じますので、所属職員の管理監督責任も担います。

◆今回公募する館長予定者には、「市民が主役」、「市民の多様な価値観の尊重」及び「市民の発想と活動の支援」を基本姿勢としてもち、「組織のリーダーとしての統率力・指導力」、「豊富な知識とコミュニケーション能力」及び「幅広い人脈と管理運営実績」が求められます。

3 受験資格等

昭和 28 年 4 月 2 日から昭和 52 年 4 月 1 日までに生まれた人で、文化施設の管理運営（自主事業の企画を含む。）に関する知識と経験を有し、次の要件の全てに該当する者

- (1) 文化施設（注）における勤務経験を有する者
- (2) (1)において、館長職の経験又は管理職として職員を指揮監督した経験を有する者

(注) ここでいう文化施設とは、演劇、コンサート、講演会を主としたイベントを開催することができる交流館と同程度（交流館大ホールの客席数は 806 席（幕形式））以上の客席数を備えたホールを有する施設。ホール以外の附属施設の有無及び規模は問わない。

4 受験できない人

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 佐伯市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 現に佐伯市の任期の定めのない常勤職員として勤務している者（ただし、現に佐伯市の臨時職員、非常勤嘱託職員として勤務している者は受験できます。）
- (6) 日本国籍を有しない者

5 受験手続

- (1) 申込書入手方法

ア 直接受け取る場合

佐伯市役所総務課職員係（本庁舎 5 階）
（土日祝日を除く 8 時 30 分から 17 時まで）

イ インターネットを利用してダウンロードする場合

佐伯市ホームページから A 4 版縦、白地普通紙に黒色で、縮小、拡大を行わず印刷すること。

ウ 郵便で請求する場合

- ・返信用封筒（角形 2 号の封筒 [A 4 サイズの書類が入る封筒] に 140 円切手を貼付し、送り先を明記したもの）を同封し、送付封筒の表に「採用選考募集要項請求」と朱書きし、佐伯市役所総務課職員係宛てに請求してください。
- ・**郵送での請求は、平成 30 年 11 月 14 日（水）17 時までに必着です。**

(2) 申込みに必要な書類

	書類名称	備考
ア	佐伯市一般任期付職員採用選考申込書	様式① 上半身・正面・無帽で3か月以内撮影の写真貼付(4.5cm×3.5cm)
イ	職務経歴書	様式②
ウ	課題作文	様式③
エ	返信用封筒(返信先を記入したもの)	長形3号(12.0cm×23.5cm)の封筒に82円切手を貼付 (受験票等の送付に必要となります)

(3) 提出先

<p>〒876-8585</p> <p>佐伯市中村南町1番1号</p> <p>佐伯市役所 総務部 総務課 職員係 (本庁舎5階)</p>
--

※振興局では受け付けません。

※提出は代理人の方でも可能です。

○郵便で申し込む場合は、封筒の表面に「採用選考申込」と朱書きし、裏面に申込者の「郵便番号・住所・氏名」を明記し、簡易書留で送ってください(封筒サイズは問いません)。

申込書提出期限 平成30年11月30日(金)17時までに必着

(4) 受験申込受領通知の送付

申込書等提出書類の確認後、受験申込受領通知を郵送します。

※平成30年12月5日(水)までに到着しないときは、総務課職員係にお問い合わせください。

6 選考試験日程・科目・会場等

実施時期等		科目	対象者	試験会場
第1次試験	書類選考	受験資格・経歴審査、作文審査	全員	申込時に提出された書類による選考
第2次試験	平成30年12月16日(日)	面接試験	第1次試験合格者のみ	佐伯市役所本庁舎

※第2次試験の詳細は、第1次試験合格者に通知します。

7 選考試験内容

試験科目		内 容
第1次試験	受験資格・経歴審査、作文審査	提出された申込書、職務経歴書、課題作文により、受験資格及び職務経歴の有無について審査します。
第2次試験	面接試験	面接により業務遂行に必要な知識、経験、適正等について審査します。

8 試験結果発表

区 分	発表の時期	発表の方法
第1次試験	12月上旬	市役所本庁舎前掲示板に合格者受験番号を掲示するほか、受験者全員に合否を通知します。 また、佐伯市ホームページでもお知らせする予定です。
第2次試験	12月下旬	

※発表の時期は現時点での予定であり、変更となる場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、佐伯市個人情報保護条例第21条第1項の規定により受験者本人に限り、口頭で開示請求をすることができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証等）を持参の上、下表の開示場所に直接お越しく下さい。

なお、電話、はがき等による開示請求はできません。

試 験	開示請求できる人	内 容	開示期間等	開示場所
第2次試験	第2次試験 不合格者	総合順位及び 総合得点	合格発表の日から1か月間 8時30分から 17時まで（土日 祝日を除く。）	佐伯市総務部 総務課職員係

※第1次試験は書類選考のため開示の対象外とします。

10 採用の方法及び時期

- (1) 採用は、平成31年4月1日の予定です。
- (2) 採用内定後、職務経歴確認のため、在職証明書等の提出をお願いすることがあります。
- (3) 採用決定後、受験申込書に不実記載が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (4) 採用決定者については、採用決定後に略歴等を公表することがあります。
- (5) 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から6か月間は条件付採用期間となり、この間を良好な状態で勤務したときに正式採用となります。

11 給与

給与の種類	内 容
給 料	給料月額は年齢、経験年数、職歴により決定されます。 (参考例) ① 採用時の年齢が 40 歳で、18 年の民間等実務経験（採用する職種に直接関連のある経験）がある場合 月額 379,900 円程度 ② 採用時の年齢が 50 歳で、28 年の民間等実務経験（採用する職種に直接関連のある経験）がある場合 月額 400,600 円程度
主な手当	管理職手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当などが規定により支給されます。

※上記の給料は平成 30 年 4 月 1 日現在の基準を基にしています。採用するまでに給与改定等が行われた場合は、参考例と同等の条件でも変更となる場合があります。

※原則として昇給はありません。